

国立大学法人佐賀大学若手研究者育成機構（仮称）設置準備委員会要項

（平成21年4月17日制定）

（設置）

第1 国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）に、若手研究者が自立して研究できる環境の整備を促進し、本学の研究全般の活性化を図るためのテニュア・トラック制度導入の枠組みを整備するため、国立大学法人佐賀大学若手研究者育成機構（仮称）設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第2 準備委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) テニュア・トラック教員公募及び選考方法に関すること。
- (2) テニュア・トラック教員の処遇に関すること。
- (3) 国立大学法人佐賀大学若手研究者育成機構（仮称）の設置に関すること。
- (4) その他テニュア・トラック制度の運用に関すること。

（組織）

第3 準備委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常勤の理事のうちから1人
- (2) 学部長
- (3) 共同利用・共同研究拠点及び各学内共同教育研究施設の教員のうちから1人
- (4) 総務部長
- (5) 学術研究協力部長
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号、第3号及び第6号の委員は、学長が指名する。

（委員長）

第4 準備委員会に委員長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、準備委員会を招集し、その議長となる。

（事務）

第5 準備委員会に関する事務は、事務局関係各課の協力を得て、学術研究協力部研究協力課が行う。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、準備委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成21年4月17日から実施する。

2 この要項は、国立大学法人佐賀大学若手研究者育成機構（仮称）が設置された日にその効力を失う。

附 則（平成22年7月6日改正）

この規程は、平成22年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。